

令和2年7月29日

正会員各位

(公社)広島ビルメンテナンス協会

会長 杉川 聡

(公印省略)

**厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」について
(情報提供)**

国の第2次補正予算が成立し、緊急包括支援交付金が拡充されました。

この交付金の中には、医療機関等で働く従事者等への慰労金の支給があります。

慰労金の内容は、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円が給付されます。

「医療従事者や職員」には、派遣労働者や業務委託受託者の従事者が含まれ、一般的に院内清掃業務は対象となる場合が多いとされています。

(※) これまで全国協会がビルメンテナンス従事者を慰労金の対象に含めるよう要望してきた経緯や本慰労金交付事業の断片的な情報は、6月29日及び7月20日付け全国協会文書でお知らせしています。(広島協会ホームページ内の「コロナ関連情報特設ページ」にも掲載しています。)

このたび、この交付事業に関する公式ページが広島県のホームページ内に開設されましたのでお知らせします。

なお、この交付事業の申請は、「医療機関等」単位で行うことを基本とされていますので、ご注意ください。

※掲載場所

広島県トップページ > 組織できがす > 健康福祉局 > 国民健康保険課 > 医療機関等の医療従事者・職員に対する慰労金について